

## 旧赤塚いこいの家

※番号については、資料2  
配置図・平面図参照

## ■現況建物と図面との相違及び擁壁の安全性について

番号	内容	備考
A	東側通路に図面に記載されていない産業廃棄物保管場所が設置されているため、取扱いについては整理しておく必要がある。	
B	東側通路に図面に記載されていない物置が設置されているため、取扱いについては整理しておく必要がある。	
C	擁壁について設置年月日、図面の有無等調査した上で補修等について対応が必要と思われる。	
D	西側擁壁部にずれが生じている。	
E	北側擁壁部にクラックが生じている。	
F	北側テラス床にクラックが生じている。	
G1~G4	建物周辺に地盤沈下が見られる。	
H	浴室及びボイラー室一部が音楽練習室となっている。開口部を塞ぎ防音工事がなされている。	図面有（平成29年度）
I	脱衣室が前室となっている。洗面器を新しいものに交換している。	図面有（平成29年度）
J	ロビーにパーティションが設置されている。	
K	洋室にある流し台及び調理台を新しいものに変更している。	図面有（平成19年度）
L	洋室の物入の一部に間仕切壁を設置し、冷蔵庫置場に変更している。	図面有（平成19年度）
M	茶室の炉の位置が違っている。	
N	2階に上がる階段部に間仕切壁及び扉（アコーディオンカーテン）が設置されている。	
O	2階和室にパーティションが設置されている。	
P	2階和室の一部の床をフローリング仕上にして事務所として使用している。	

## ■地域密着型サービス施設に転用する際の留意事項

番号	内容	備考
1	1階玄関及び便所と廊下で段差が生じており、解消する必要がある。	バリアフリー法施行令 18条-2
2	1階相談室内で段差が生じており、解消する必要がある。	バリアフリー法施行令 18条-2
3	1階洋室の流し台に給湯器が2台設置されている。また、サッシの一部を利用して各々外壁に壁付換気扇を設置しているが、延焼の恐れのある部分に位置しているため、撤去等の対応が必要となる。	建築基準法 第61条
4-1~4-2	2階階段及び和室と廊下で段差が生じており、解消する必要がある。	バリアフリー法施行令 18条-2
5	2階において主たる用途に供する居室の床面積の合計が200㎡を超える場合には2以上の直通階段の設置が必要となる。	建築基準法施行令 第121条